

研究のビジョン 2025

＝(案)＝

I はじめに ～「学びと行動」をすべての世代に～2

II 具体的な課題

1 人権啓発（社会教育）

- (1) 県民の人権認識と行動力を高める人権の学びづくり7
- (2) 人権の学びをあらゆる立場、あらゆる世代に8
- (3) 人権の視点に立った行政の推進.....9

2 人権教育

- (1) 人権が尊重される環境づくり
 - ①職員研修の強化・充実..... 12
 - ②子ども支援体制の強化・充実..... 15
- (2) 人権が尊重される人間関係づくり
 - ①安心感や信頼感を育む人間関係（仲間）づくり..... 18
 - ②いじめや差別を乗り越えることができる集団づくり 18
- (3) 人権が尊重される学習活動づくり
 - ①差別を乗り越えるための確かな認識と展望を育む人権学習づくり 20
 - ②生き方に出会い、行動力を育む学習の場づくり..... 21

3 人権のまちづくり

- (1) 法律や制度を活用した人権ネットワークづくり 25
- (2) 地域ごとのネットワークとチームワークづくり 25

III おわりに ～差別解消の先頭に 立つべきは、誰か?～ 27



佐賀県人権・同和教育研究協議会





I はじめに

～「学びと行動」をすべての世代に～

ジェンダー 国際的動向

今年は、国連が「国際女性デー」を提唱して 50 年となります。また、「男女雇用機会均等法」が成立して 40 年となります。この年、わが国は「女性差別撤廃条約」を批准しました。世界から数万人が集まった「第 4 回世界女性会議(北京会議)」からは 30 年となります。会議では貧困や暴力防止、教育など 12 分野の重要課題を掲げる「北京宣言と行動要領」が採択され、世界的な規範となりました。北京会議には日本各地から約 5,000 人が参加しました。

ジェンダー 県内

しかし、2000 年代以降、歩みは停滞します。日本は 2024 年の世界経済フォーラム「ジェンダー・ギャップ報告」で 146 カ国中 118 位に沈んでいます。都道府県別にみると、佐賀県は、教育分野が前年 32 位から 16 位に大きく順位を上げた一方で、行政分野は 10 位から 19 位へと低下し、政治は前年に続き、4 分野で最も低い 44 位でした(都道府県版ジェンダー・ギャップ指数 2025)。

戦争は 最大の人権侵害 動き出す 若者たち

また、2025 年は日本にとって戦後 80 年となります。“戦争をしない”を続けて 80 年が経つものの、世界のどこかで、安全が脅かされ、平和でない状態となっています。

このような中、10～20 代が動き始めています。ジェンダーに関しては、ジェンダー平等に程遠い現状に危機感を抱き、性差別の課題を議論する国際会合に参加しています。生理の悩みを相談できなかった経験から性教育に疑問を抱いたり、女性社長の少なさに驚いたり、進まない女性の政治参画や男女間の賃金格差など…。社会にある課題を専門家から学び、国内外の政府関係者に多くの若者の声を届けようと、SNS を通じて発信しています。国際平和に関しては、27 年めの活動となる「高校生平和大使」が、日本被団協(日本原水爆被害者団体協議会)のノーベル平和賞の授賞式に出席し、“ビリョクだけど、ムリョクじゃない”というスローガンのもと、現地の若者と議論したり、被爆者の思いを受け継いだりして、今後も活動が続けていく決意を示しました。このように、おとな世代だけでなく、若者たちも、環境問題とともに労働問題や基本的人権について、行動しています。

ビジネスと人権

近年、セクハラやパワハラなどのハラスメント、不当な差別など、企業活動において発生する様々な人権問題が、社会の注目を集めています。こうした人権問題への対応は、時として、企業の価値にも大きく関わります。2020 年には、「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)が策定されるなど、企業における人権擁護の必要性について、国際的な関心も高まっています。事件後の調査を受けて「重大な人権侵害は発見されなかった」という報告を行う企業が多いものの、海外の NGO からは、「人権課題が全く見つかからないのは、企業が人権侵害に関するリスクを評価し、対策を講じ、結果を検証する過程が機能していない証拠ではないか」という指摘もあります。私たちは今後も注視していく必要があります。

部落差別を なくす

法務省によると、部落差別に関する人権侵犯事件の新規救済手続き開始件数は、2023 年度が 448 件でした。例えば、結婚差別や差別発言等について、行為者や関係者に対して人権尊重の意識を啓発することにより、自発的・自主的に人権侵害の事態を改善、停止、回復させたり、将来再びそのような事態が発生しないよう注意喚起したりしています。また、インターネット上で、差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同

和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなどの対応に努めています。部落差別は、日本国憲法によって保障された人間の自由と平等を脅かす問題です。部落差別をなくす行動をとりましょう。

障がい者差別を なくす

2024 年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が、一部改正されました。事業者に対しても、合理的配慮の提供を義務付ける内容です。障がいがある人への差別的取扱いを禁止し、合理的配慮及び環境の調整を行うこととしています。そのことによって、障がいのある人もない人も共に生きる社会(共生社会)をめざします。

性に関わる差別

性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人々がいます。社会の中で偏見にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けています。このような偏見や差別を解消するため、内閣府は「労働施策総合推進法」に基づく職場におけるパワーハラスメント防止のための指針において、性的マイノリティに関する侮辱的な言動を行うこと等をパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記しているほか、性的マイノリティに関する企業の取組事例集等を作成・周知するなど、職場における性的マイノリティに関する理解を促進するための取組が進められています。学校等においても、児童、生徒及び学生に対するきめ細かな対応や、適切な教育相談が行われるよう、教育関係者への働きかけを行います。

外国人差別 外国籍の子ども

国際化の進展に伴い、日本に在住、あるいは訪問する外国人が増えています。本県においても、在留外国人数は1万1172人(2025年1月現在)と増加傾向にあり、観光やビジネスなども含め、諸外国との人的・物的交流の規模は今後も拡大していくと考えられます。外国人に対する偏見や差別は、異なる民族・国・地域・文化等について正しい理解がなされていないことや、伝統的な価値観を有する地域社会の中で、外国人や異文化に対して閉鎖的になっていることなどが要因だと考えられます。円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組や、外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化、学校における異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育のさらなる普及・充実を推進するなど、共生社会の基盤整備に向けた取組を通して、いろいろな国の人と交流し、歴史や文化の違いを知ること、お互いを一人の人間として尊重し合う関係を築くことが大切です。

不平等社会 (格差と貧困)

多様な働き方が拡大してきたことも影響して、以下のような格差に変化が見られるようになりました。厚生労働省「生活保護の被保護者調査」によると、被保護世帯数は約165万世帯となっています(2024)。国民健康保険料滞納世帯は約200万世帯、就学援助の支給対象となった小中学生は約130万人(2021年度文科省調査)となっており、国の生活水準や文化水準と比較して困窮だと判断される状態の相対的貧困が我が国に多く、特に子どもの貧困率が課題となっています。子どもの場合、進路(進学や就職先)を諦めなければいけない状態が出ています。私たちにできることは、学び、そして発信することです。救済・支援制度があることや、NPOやボランティア団体などの社会貢献活動があることを、県民へ発信していきましょう。

ひきこもり支援

厚生労働省は、ひきこもり状態にある本人や家族に関わる際の支援の考え方やポイント、事例などを示した新たな指針「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」を策定し、2025年1月、全国の自治体に通知しました。従来のひきこもり支援の

中心的な取組だった就労や社会参加だけでなく、その手前の対応にボリュームを割いています。関わり方も一人ひとり違い、パターン化して当てはめるのは難しいからではないでしょうか。ひきこもり状態にある人の大半は、就労や社会参加の手前のところでそれぞれ苦しんでいる実態を考えれば、悩みのプロセスを共有しながら一緒に考えていくことが大切です。

自死を 選ばせない

ために

昨年1年間に自死した人は全体で2万268人となり、やや減った一方で、児童・生徒は527人にのぼり、過去最高を更新しました。おとなの原因・動機を前年と比較すると、健康問題が減少し、経済・生活問題が男女共に増加しました(厚生労働省2024年)。格差と貧困が、影を落としています。

子どもについても、自死は最も深刻な社会問題の一つです。命を守るためには、おとな同様に、身近な一人ひとりが本人の微妙なサインに気づき、本人の不安や悩み・思いに寄り添い、適切に受け止め、必要な支援につなげることが重要です。関係機関が緊密に連携し、不安や悩みを抱える本人を孤立させることなく地域全体で支援していくことが可能となるよう、地域のネットワークづくりを推進していく必要があります。

ヤングケアラー

ヤングケアラーについて、「世話をする家族がいる」とする小学校6年生は、15人に1人、中学2年生は17人に1人(2021～2022年)と、厚生労働省は公表しています。ヤングケアラーは、単に家の手伝いをする子どもということではなく、年齢にしては重過ぎる役割や責任を日常的に負っている子どもといえます。ヤングケアラーであることによって、生じる影響は、進学や就職など生活面、健康面・感情面、友人関係など多岐に及びます。2024年6月、「子ども・若者育成支援推進法」が改正されました。ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくいといわれます。そのため福祉、介護、医療、学校など、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修や、自治体での現状把握が必ずしも十分でない状況にあると考えられています。したがって、まず、ヤングケアラーの社会的認知度の向上を図るほか、現状の把握、そして適切な支援につなぐための窓口の明確化を促します。

過去最多更新 不登校の 子どもの数と いじめ件数

不登校は、子どもたちの教育機会と社会的発達に大きな影響を与える問題です。2023年度の不登校児童生徒数(国公立および私立の小・中学校)は約34万6千人、高等学校の不登校生徒数が約6万9000人、また、いじめの認知件数(国公立および私立の小・中・高・特別支援学校)が約73万3000件、うち重大事態の発生件数が1,306件と、それぞれ過去最多となるなどの結果が明らかになりました。

子どもたちを取り巻く環境が変化する中で、不安や悩みを相談できない子どもたちがいることや、子どもたちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりしている可能性も考慮し、引き続き、子どもたちの小さなSOSを見逃さず、素早く支援するとともに、子どもやその保護者が必要な時に支援が行われるよう、取組みと体制づくりを促します。

ここまで述べてきた、不登校やいじめ、ヤングケアラーなど子どもに関する問題は、子どもに問題があるわけではなく、子どもを取り巻く環境に問題(要因)があります。子どもに関わるおとなの状況が改善されていくと、子どもたちの不安や悩みなどの思いに寄り添い、結果としていじめや不登校などの解決にもつながるはずです。

九同教 夏期講座 (佐賀大会)

今年度、「第51回九州地区人権・同和教育夏期講座」が本県にて開催されます。

すべての世代に
「学びと行動」を

大会テーマは、『『誰もが生まれてきてよかったと思える社会』の実現 ～さが発！ 学びと行動をすべての世代に～』です。大会コンセプトは、「1. 事実と実践」「2. ネットワークづくり」「3. 学びの継承と発展」です。

「誰もが生まれてきてよかったと思える社会」の実現は、本会(佐賀県人権・同和教育研究協議会。以下、佐同教)がこれまでめざしてきたものです。他県の参加者と交流することにより、九州各県の取組を知り、自分の実践を見つめ直したり、人権感覚をアップデートしたりできる絶好の機会です。これまでの佐同教の研究活動を、会員全体でさらに充実・進化させていきましょう。

以上のようなことをふまえ、佐同教は、すべての県民がさまざまな人権課題についてすべての世代に「学びと行動」を促す取組をめざします。具体的な課題については、以下に述べていきます。

Ⅱ 具体的な課題

Ⅰ 人権啓発（社会教育）

人権教育・啓発 の土台 （国の方針）

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきました。1965 年、「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である。」という国の同和对策審議会の答申が出され、1969 年には「同和对策事業特別措置法」（以下、「特措法」と呼ぶ）が施行され、部落差別を解消するためのさまざまな行政施策や同和教育の推進が全国的に進められました。時限立法であったこれらの特措法が 2002 年に期限切れを迎えることに備え、国は 2000 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（「人権教育・啓発推進法」）」を施行し、それまで積み上げられてきた同和对策事業を新たな人権教育・啓発として発展させていくという方針を打ち出しました。そして、この法律に基づき、法務省が「人権教育・啓発に関する基本計画」を 2002 年に策定し、これが我が国の今の人権教育・啓発の土台となっています。その後も、差別解消と人権確立をめざすさまざまな法整備が進んできました。2016 年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（「ヘイトスピーチ解消法」）」「部落差別の解消の推進に関する法律（「部落差別解消推進法」）」といういわゆる「差別解消三法」が施行されています。

佐賀県の方針

佐賀県においても、1969 年の特措法に基づき、部落差別の解消に向けたさまざまな施策が実施されました。1998 年には「佐賀県人権の尊重に関する条例」が制定され、1999 年に「佐賀県人権教育・啓発基本方針」が策定されました。2023 年には、1998 年の条例制定から、四半世紀が経過していることや、依然として人権課題が存在していること、さらに情報化の進展により特にインターネット上での不当な差別等が大きな課題となっていること等から、新たに佐賀県人権条例が制定されました。

条例の前文には、「人権課題は自分事であることや、課題解決はたゆまぬ努力が必要である」と記してあります。第 2 条には、「行政のあらゆる分野において、人権施策を実施する」と定められており、まさにこの具現化が今求められています。

市町における 人権教育・ 啓発のために

県内 20 の市町においては、1995 年から 2007 年の間に、すべての市町で人権の擁護に関する条例が制定されています。（唐津市では、2024 年に「部落差別解消推進法」に対応した条例の改正が行われました。）また、2011 年の「戸籍謄本等の不正請求事件（「ブライム事件」）」において県内でも被害が発生したことを受けて、戸籍の不正取得を防ぐ「本人通知制度」が現在すべての市町で整備されています。このような市町の取組は、全国的にも誇り得るものです。しかしながら、独自の「人権教育・啓発基本方針」を策定している市町は半数にも満たず、これが「市町間の取組の格差」＝「地域住民の人権の学びの格差」となっています。今後、すべての市町での基本方針策定をめざすとともに

に、これまで以上に市町間の情報共有と連携を促進し、人権の学びの格差の解消と社会教育における人権啓発の更なる充実を実現していきましょう。

(1) 県民の人権認識と行動力を高める人権の学びづくり

人権の学びを
届けることは
行政の責務

情報社会となり、インターネット上にはあらゆる情報があふれています。その情報は決して「正しいもの、正確な情報である」とは言えず、まさにフェイクニュースや誹謗中傷、差別的な情報も数多く含まれています。情報について正しく学ぶ機会がなければ、間違った情報に流され、自分がいつ被害者や加害者になってもおかしくない状況にあります。正しい情報を伝え、確かな人権の学びを保障していくことは、県民の安心・安全な生活を守るための、行政としての大きな責務なのです。

「県民意識調査」から
「六曜」や
「丙午」について

近年の新型コロナウイルス感染症の広がりによる感染者への誹謗・中傷や、家族や医療従事者への排除などの行為は、半世紀以上前のハンセン病問題や公害問題でも発生しており、わからないものに対する差別意識はまだ十分に克服されていません。このことは、2022 年度に報告がなされた今回の「人権に関する県民意識調査」（以下、県民意識調査）でも明らかです。人権侵害の最も多いものとして、「インターネット上での誹謗中傷や誤った情報を掲載されたりすること」があげられ、社会的風習について、結婚式は「大安」が一番よいについて、「当然のこと」「おかしいが、自分だけ反対しても」「わからない」を合わせると 85.3%となります。また、「友引」の日に葬式をしてはいけないについても、「当然のこと」「おかしいが、自分だけ反対しても」「わからない」を合わせると 85.2%です。新型コロナウイルスに関連した差別事案の背景には、県民の確かな人権認識や主体的な判断力が薄れていることが一因となっているということが考えられます。2026 年には、「丙午（ひのえうま）」がめぐってきます。前回、1966 年の「丙午」の際には、出生率が大幅に低下しました。迷信にとらわれてしまっているのでしょうか。このままの状況では、再び同様の事態を繰り返す可能性があります。「丙午」が迷信であるという発信を繰り返し行っていくことは非常に重要です。

県民に届ける
べき人権の学
びとは

県民に届けるべき情報や人権に関する学びは、法務省の「啓発活動強調事項」に沿って多岐にわたっています。2023 年 3 月の県人権条例を受けて、2025 年には改めて以下のような 18 の人権課題が提示されています。

- 1：女性の人権を守ろう 2：こどもの人権を守ろう 3：高齢者の人権を守ろう
4：障害を理由とする偏見や差別をなくそう 5：部落差別（同和問題）を解消しよう
6：アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう 7：外国人の人権を尊重しよう
8：感染症に関連する偏見や差別をなくそう 9：ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別をなくそう 10：刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見や差別をなくそう 11：犯罪被害者及びその家族の人権に配慮しよう 12：インターネット上の人権侵害をなくそう 13：北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を高めよう 14：ホームレスに対する偏見や差別をなくそう 15：性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう 16：人身取引をなくそう 17：震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう 18：ゲノム情報（遺伝情報）に関する偏見や差別をなくそう
- 以上「啓発活動強調事項」

資料や 教材づくり	これらの多種・多様な人権課題については、正しい情報や学びを県民に届ける責務が行政側にはあるのです。 多岐にわたる人権に関する情報や学びを県民に届けるためには、よりわかりやすく、自分にとって大切な情報と感じてもらえるような資料や教材づくりが不可欠です。また、より確かな情報を届けるためには、実際に人権課題の解決に取り組まれている方や関係機関・団体との連携も不可欠です。さらに、ここ数年の研修時のオンライン化の工夫も、継続・発展させていくことが重要です。
法制度の周知	2025 年度は、2021 年にスタートした性の多様性を尊重する「佐賀県パートナーシップ宣誓制度」や国の「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律」(以下、「SOGI 理解増進法」)の制定など、課題別取組の強化や周知の徹底が必要です。
充実した人権の学びを届けるためのシステムづくりを	このような資料づくり・教材づくり・研修プランづくりをそれぞれの市町が独自で行うことは、人的・物理的にも難しく、内容の充実を図る上でも非効率と言えるかもしれません。そこで、佐同教社会教育部としては、佐賀県教育委員会事務局学校教育課人権・同和教育室（以下、県人権・同和教育室）等との連携を強化し、2022 年度から取り組んでいる「社会教育・啓発カリキュラム（仮）」の策定など、資料・教材・研修プランの開発と共有ができるようなシステムづくりをめざしていきたくと考えます。 まずは、佐同教ホームページ(以下、佐同教HP)に開設した資料・教材の活用と充実を図ります。

(2) あらゆる立場、世代に届ける人権の学び

新たな人権の 学びの様式を 広げる	人権啓発（社会教育）の課題として、常に挙げられてきているのが、いわゆる“研修参加者の固定化”です。佐賀県基本方針がめざす「人権の学びをあらゆる立場、あらゆる世代に届ける」ということが、啓発活動上実現すべき課題であると言えます。ただ、新たな試みとしての YouTube などインターネットを活用した情報発信、オンラインでつないだライブ配信やオンデマンド配信による講演会の実施、地域のケーブルテレビと連携した情報発信、自主制作 DVD を活用した情報発信など、各市町で新たな方法が次々と模索されてきています。既にこれまで取り組まれてきている広報誌の活用、街頭啓発、チラシの配布、パネル展示等とこれらの新たな方法を組み合わせていくことにより、人権の学びが届く対象を飛躍的に広げる可能性を秘めていると思われます。
地域の人々との連携・参画を強化する	また、人権の学びを広く届ける手法として、住民・企業・市民団体・関係機関が参画する実行委員会形式の人権イベントの開催が有効であることは、これまでの市町の取組からも明らかとなっています。また、人権のイベントに人権をテーマとした映画の鑑賞

人権資源の 積極的活用を

会やパネラー等招聘によるトークイベントを組み合わせることで、幅広い世代への人権の学びを届ける取組も県内各地で行われています。

さらに、人権課題の解決に取り組んでいる人・団体はもちろんのこと、災害被害者支援に新たに取り組んでいる市民団体や「子ども食堂」などの生活支援に取り組んでいる市民団体、子どもや住民の居場所づくりに取り組んでいる市民団体等との連携も考えられます。また、インターネット上の差別扇動を抑止したり、県民のネット・リテラシーを高めたりするには、法務局や労働局、人権啓発センターさがやNP0 法人、県警、弁護士等との連携も今後不可欠と言えます。

地域のさまざまな人権資源(※)を積極的に活用し、人権の学びを広く豊かに届けていきましょう。

※人権資源 …… 人権に関するあらゆる資源⇒(ヒト・モノ・コト)

- ・ヒト(人権課題の解決に取り組んでいる人や団体など行政機関・民間団体含む)
- ・モノ(人権に関する学習ができる場所や教材など)
- ・コト(人権に関する取組や人権を支える法律・条例など)

(3) 人権の視点に立った行政の推進

行政が人権侵害に 加担して まうことにも

2011 年に発生した「戸籍謄本等の不正請求事件(「プライム事件」)」では、司法書士司法書士が偽造した「職務上請求書」を行政窓口へ提出し、3 年間で1 万件を超える戸籍や住民票を全国の自治体から不正取得しました。県内でも、この偽造を見抜くことができず、被害者を出してしまいました。また、同和地区や住民の国籍に関する問い合わせ事案に対し、行政窓口で不適切な対応がなされた事例も過去に発生しています。

同僚に対して 差別発言事件 の発覚

2024 年3 月に発生した「大阪港湾設備課職員による差別発言事件」では、3 日間にわたり、「設備点検に使う公用車内で別の同僚について被差別部落に関する差別発言を数十回行っていました。同乗の上司も助長させる差別発言をしていました。同局がドライブレコーダーのデータ記録の映像を見て発覚したのです。

被差別部落の 土地購入取り 消し事件を教 職員が

また、2024 年7 月に発生した「三重県教職員による被差別部落の土地購入取り消し事件」では、公立学校勤務の夫婦が購入した土地が被差別部落だったことを理由に契約の解除を要求したのです。解除後も業者への不満を示し続けたことから、業者が差別解消条例に基づき、知事に説示を求めたのです。説示は同年2 月に出された県の差別解消条例に基づく対応としては、初めての適用だったのです。条例は、県により施行され、差別解消に向け、「人権問題への対応を県の責務」と定めてあり、条例施行の初年度での事件発生で関係者に多大なる苦痛を与え、教育公務員に対する信用を大きく傷つけました。

あらゆる機会 を捉えて 部落差別根絶 に向けて

人権が尊重される社会の実現に向けて、率先して積極的な役割を果たさなければならぬ立場にある公務員による上記のような行為は、社会教育、学校教育に対する信頼を大きく損なうものであり、かかる事案が発生したことを大変重く受け止めていかなくてはなりません。今後の対応としては、あらゆる機会を捉えて、部落差別の根絶に向けて

社会教育活動を積極的に推進することについて周知・徹底を図るとともに、全ての市町行政職員及び教職員が高い人権意識や人権問題についての確かな知識を持ち、佐賀県としても「県人権条例」に基づき、公私を問わず率先して積極的な役割を果たす責務があることを改めて自覚するよう徹底していく必要があります。

その一方で、インターネット上での差別的な書きこみや情報発信等をモニタリングしている市町や全職員による人権研修を実施している市町からは、問題事案に対し迅速に県人権・同和教育室等に通報が行われています。このような取組によって、その後の法務局への申し入れなど、被害の拡大を防ぐための具体的な対応が行われました。このことから明らかになったことは、行政職員の人権認識の高まりがあつてこそ、住民の安心・安全が守られるということでした。

庁内研修の 実施

しかしながら、県内各市町の状況を見たとき、“人権に関する庁内研修を実施したいが難しい”という声が多く市の町から届いています。すべての市町で、住民の安心・安全を重点課題としている中で、この状況は憂慮すべきものだと思います。この問題は、行政職員が単独で改善できるものではなく、市政・町政の大きな課題です。佐同教社会教育部として、佐賀県県民環境部人権・同和対策課（以下、「県人権・同和対策課」という。）、県人権・同和教育室および関係機関・団体とも協議しながら、「県人権条例」を踏まえて、すべての市町での人権に関する庁内研修の充実・実現に向けて検討していく必要があります。

人権の学び及 び啓発を行政 が推進する

人権の学び及び啓発を行政が推進する上で、庁内のイントラネット環境を活かし、オンラインでの研修を実施したり、研修動画を配信し合い、それぞれが都合のいい時間で「いつでも」「何度でも」を合い言葉に研修を受講したりするというような新たな取組も進められてきています。その他にも、庁内で「人権だより」を配布したり、庁内のメールや電子掲示板を活用した「じんけん通信」を発信したりした市町もありました。このような市町の取組は、できないことよりも「できる」ことを優先して見つけて形にしていくことの大切さを教えてくれています。

佐同教 社会教育部の 組織体強化

2022年度から引き続き、佐同教社会教育部では、活動推進の強化をめざす意味で「プロジェクトチーム」を立ち上げました。さらには、社会教育部の組織体強化をめざして社会教育部研究局を再建し、社会教育部の活動充実に向けての動きも高まりました。

今後とも、さまざまな取組を積極的に共有・活用し、「県人権条例」の具現化と、県基本方針が掲げる「人権の視点に立った行政の推進」を実現していきましょう。



Ⅱ 具体的な課題 2 人権教育

「同和教育」
とは…

1965 年に「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である。」という国の同和対策審議会答申が出され、1969 年の特措法」の施行によって、部落差別の解消をめざしたさまざまな施策が進められました。教育現場では、被差別部落の子どもたちが差別によって学校に来たくても来られない状況があることに気づいた教師たちによって、家庭や地域に入り込み、差別に立ち向かう力を子どもたちに育てるための教育が生み出されていました。この教育が、特措法の施行をきっかけに「同和教育」として、全国に広がっていきました。「人権教育」という概念がこの国になかった時代、この「同和教育」がわが国における人権教育の土台となっていたのです。

全同教が
大切に
してきたもの

1953 年には「全国同和教育研究協議会（全同教）」が設立され、①学力保障、進路保障 ②反差別の集団づくり（自主活動）、③部落問題学習を柱に、同和教育の実践・研究が全国に広がっていきました。本県でも、1969 年に県教育委員会より「佐賀県同和教育の基本方針」が策定され、同和教育推進教員を学校現場に配置して、同和教育の研究・実践がすすめられました。1970 年には、県内公立学校の全教職員を会員とする「佐賀県同和教育研究会（県同教）」が、1974 年には県内全市町の社会教育担当部署を組織した「佐賀県社会同和教育研究会（社同研）」が県教育委員会の主導で結成されました。これが、現在の佐同教の前身になっています。

人権教育が
めざすもの

この同和教育の取組は、2002 年に特措法が期限終了を迎えるにあたって、大きく転換していきました。国は 2000 年に「人権教育・啓発推進法」を施行し、それまで積み上げてきた同和教育を新たな人権教育・啓発として発展させていくという方針を打ち出しました。これに対応し、法務省は 2002 年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、文部科学省は 2008 年までに「人権教育の指導方法の在り方について」という学校における人権教育の指針をとりまとめました。本県においても、「佐賀県同和教育の基本方針」を、現在の「佐賀県人権・同和教育の基本方針」として引き継ぐとともに、1998 年の「佐賀県人権の尊重に関する条例」の制定、1999 年の「佐賀県人権教育・啓発基本方針」の策定によって、国の方針への対応を図りました。このことを受けて、県同教および社同研も 2004 年に「佐賀県人権・同和教育研究協議会（佐同教）」に再編し、実践研究の柱も文科省の方針に対応して、①人権が尊重される環境づくり、②人権が尊重される人間関係づくり、③人権が尊重される学習活動づくりへと発展的に再編しました。「同和教育」から「人権・同和教育」「人権教育」へと名称が変わっても、めざすものは同じです。すべての子どもたちに、「どのような立場や環境にあっても、自信や誇りをもつことができるようにすること」「あらゆる差別をはね返し、自分の夢や幸せを実現する力を育むこと」をめざしています。社会の情報化が進む中、人権教育は子どもたちが自己実現を図るために不可欠な学びであることをふまえ、本県における人権教育を推進していき

実践の
3つの柱

差別を
はね返す力を

ましよう。



(1) 人権が尊重される環境づくり



① 職員研修の強化・充実

差別事象を 人権課題解決の チャンスに

近年の学校教育における差別事象及び賤称語の不適切使用事案の課題に共通する事として、教職員の人権意識や認識の不足、職員研修の不十分さ、授業実施時の不安感、事象発生時の対応力に対する不安感があげられています。その一方で、事象発生を学び直しの機会とし、職員研修や取組の強化がなされた学校は推進力向上の成果が如実に見られています。このことから、教職員の課題解決力向上には意図的計画的な職員研修と実践の積み重ねが必要不可欠であることが再確認できます。2024年度の総会では「部落差別解消推進法や県の人権条例の具現化をめざして」というテーマで研修を行い、人権に関する県民意識調査（2022年3月報告）で、部落差別（同和問題）を認知したきっかけが、学校教育で知ったと回答した県民は49.8%に留まっていることを受け、学校で正しい知識を学ぶことの重要性を認識すると同時に、差別の本質である「差別する人も幸せにならない」こと、「自分を守るために学ぶ」必要があること、現在の社会では「差別は『社会悪』と見なされる」ことをしっかり伝える必要があることを確認しました。2024年度にはこれまで周知してきた教育委員会作成の佐賀県版人権教材「ジンちゃんケンちゃん」や「ネットリテラシー教材」を活用した人権学習取組の広がりが多くの地域で見られるようになりました。また、佐同教HP掲載の資料活用、差別事象の課題を克服するための研修や取組が地区同研や高同研でも進められました。

佐同教では、2025年度もさらに差別事象の課題克服のための研修が各学校で実施できるよう、新たな研修の作成及び発信に努めていきます。教職員の人権意識や認識の向上、人権学習の授業力、対応力向上と人権課題を課題解決の力に変えることができる実践力向上のため、経験年数の違いや校種間の連携も踏まえた研修の充実に努めていきます。

人権・同和教育 担当者研修の 充実を

校内で人権・同和教育を意図的、計画的に推進していくためには、子どもたちの実態や、地域性、職員や保護者の願いを把握したうえでの人権・同和教育全体計画と、それに基づいた年間計画を立て、全職員との共通理解を図って取組むことが重要です。そして、推進する旗振り役が人権・同和教育担当者です。しかし、推進役となる担当者が、人権・同和教育の推進に関する知識や認識の向上、学校の人権・同和教育推進体制づくり、職員研修の計画立案等、担当者として人権・同和教育を推進していくための方法についての研修が十分に保障されているとはいえません。実際に、担当者からは、“校内でどのように推進していけばよいのか、分からない”という声があがっています。

年間計画の 見直しは？

学校における人権・同和教育全体計画とそれに基づいた年間計画については、人権教育の指導方法の在り方について【第三次とりまとめ】（以下第三次とりまとめという）で示された計画様式が本県でも校種ごとに提示されました。高等学校に関しては、それ以降、毎年その様式が全学校の担当者に提示され、その様式を参考に計画が立てられてい

ます。そのため、各学校の職員研修計画の状況が把握しやすく、研修計画の見直しや改善の際にも検討がしやすい状況にあります。一方、小・中学校に関しては、各取組の計画はあるものの、各校によって様式が様々であるのが現状です。2025年度は、小・中学校での校内人権・同和教育推進体制が俯瞰で把握できるよう、第三次とりまとめで示された計画様式を発信しますので、その様式を参考に計画の検討を進めていただければと思います。

すべての
教職員に
校外研修受講の
保障を

佐同教では、県内全ての学校に届いて欲しい職員研修として、佐賀県人権・同和教育研究大会、佐賀県人権保育研究集会、佐同教実践交流会を設定しています。研究大会や実践交流会は、日々子どもと向き合っている実践報告に学ぶ研修であり、報告者の思いや願いに直接触れ、意見交流も行う研修会であり、最も重点を置いている研修です。中でも研究大会については、県内全ての学校の教職員に研修内容が行き届くよう、地域ごとに教職員の10%を参加目標として提示しています。2024年度は、全体会に関しては、ほぼ全地域で100%の達成となりましたが、分科会に関しては、目標達成率が約86%に留まりました。佐同教では、2021年度からは研究大会分科会に関しては、集合研修を軸にしながらも、集合の参加が厳しい場合にはオンデマンド参加ができるよう環境を整えています。2025年度は、研究大会全体会、分科会ともに参加率100%を目標に参加呼びかけを行っていきます。

すべての世代に
研修の保障を

教職員の大量退職に伴い、ここ数年教職員の採用数が大幅に増えてきています。教職経験が少ない教職員の中には、部落差別解消のための学習をきちんと学ばないまま教職についている人が多くなっているにも関わらず、人権や差別に対する認識を深めたり、子どもの人権を大切にする関わり方を学んだりする研修を積む機会が十分得られず、不安や悩みを抱えているという声が多く聞かれます。研修が必要なのは教職経験が少ない教職員だけではなく、保護者も児童生徒もデジタルネイティブ世代となり、情報収集に利用するメディアの把握や、ソーシャルネットワークの活用方法、人工知能に対する正しい理解等も視野に入れた上での人権・同和教育推進が求められるようになった現在、社会情勢の変化、それに伴う人権や差別に関する認識、新たな人権課題に関する知識等のアップデートができていないと、教職員自らが無自覚に差別する側になってしまう状況にあります。

情報の発信や収集が簡単にできるようになった今、便利さと引き換えに誰もが簡単に差別する側にもされる側にもなる時代になりました。だからこそ、学校教育の中で児童生徒と教職員が、保護者や地域もまきこんで人権を学ぶ意義を共有し、学校や地域の人権文化をつくっていく営みを継続していくことが、一人ひとりの人権課題解決力、人権を守る実践力につながっていくと考えます。

各学校の
校内研修充実を

学校の人権・同和教育を推進する“最大の環境は、教職員である”との言葉にもあるように、子どもたちの人権意識や人権感覚は、教職員の日々の言動に大きく影響されます。

教職員による子どもたちへの暴言や体罰、不適切な指導はいうまでもなく人権侵害行為です。それだけでなく、子どもの困り感や思いを把握せずに行う対応もまた、往々にして無自覚に子どもを傷つけることにつながります。

**(a) 教職員の
人権意識・
人権感覚の
把握を**

2024年度には教職員の人権感覚を確認するシートを活用し、教職員の人権意識に関する課題を把握した上で職員研修の強化を図られた学校がありました。年間を通して職員の人権意識向上に向けた研修が組まれた結果、日常生活の中で生徒の言動だけでなく職員どうしの言動に対しても意識が高まり、言動に対する対応力も高まってきているという取組の成果が報告されました。佐同教では、実践された学校の協力を得、佐同教研究局と教育センター、人権・同和教育室との連携のもと、教職員の人権意識・人権感覚についての自己点検シートを作成しました。2025年度は、作成したシートを職員研修等で活用できるよう発信していきます。

**(b) 学校や職員
の実態に応じた
意図的・計画的
な職員研修体制**

学校の人権・同和教育推進は、全職員で、所属校の子どもや保護者、地域の実態から見えてくる人権課題を把握し、子どもたちや保護者に“必要な学びは何か”、“教職員に必要な研修は何か”を話し合い、所属校の人権課題に向き合うことから始まります。校内の人権・同和教育を全職員で推進するということは、計画の段階から全職員が関わり、計画する学びや研修のねらいが共有できていることが必要不可欠です。人権・同和教育は、人権が尊重される環境づくり、人権が尊重される人間関係づくり、人権が尊重される学習活動づくりの3本の柱で進めます。この3本柱は、教職員の職員研修の柱にもなります。人権・同和教育の職員研修は、子どもたちのためである同時に、教職員自身のために行う研修であることを理解しておきたいものです。

佐同教では、各学校の人権・同和教育推進体制の整理や計画の見直し、改善につながるよう、第三次とりまとめで提示された小・中学校の人権・同和教育全体計画及び年間計画様式も視野に検討をされてください。

**(c) 幼保小・校
種間の連携を見
据えた職員研修
を**

職員研修を企画する際、特に学習活動づくりの職員研修に関しては、校種間の連携を見据えた研修体制が不十分であるのが現状です。中でも、部落差別を解消するための学習活動に関しては、同じ中学校区の小学校であるにも関わらず、6年生の学習内容が揃っておらず、中学校側も小学校での学びを把握した上での学習活動づくりができていない状況です。小学校での人権・同和教育の学習履歴が中学校側に引き継がれることもできていません。

これらの課題が続いているのは、前述したように全体計画や年間計画の様式が統一されていないことも原因の一つであると考えます。校種間や、校区内の学校間で取組の連携を図るためには、人権・同和教育推進体制がどのようになっているのかを全職員が把握する必要があります。

人権尊重の精神の涵養は、校種間を連携した学びの積み重ねの連続の中で育まれるものです。そのことを考えると、人権・同和教育の取組に関して校種間の情報共有を図り、自分の校種だけで組み立てるのではなく、担当者が校種間で連携して行っていくことが重要です。

(d)主体的に学ぶ職員研修の企画・運営を

子どもたちに主体的な学びを求める教職員もまた、主体的に学ぶ姿勢が求められています。2024年度に職員研修の依頼があった学校では、教職経験が10年未満の教職員に人権・同和教育担当者を任せ、担当業務や先輩教職員の助言の元で人権認識を深める人材育成を図られている学校が多く見られました。職員研修の内容についても、参加型の研修が多く、世代間の交流を意識したグループ編成であったり、経験年数の少ない教職員も対等に意見が出せる環境が整えられていたり、各学校でさまざまな試みに挑戦する教職員を支援できる環境が醸成されていることが感じられました。

高同研や地区同研での研修の充実を

県内には、各地域に人権・同和教育研究会（以下、地区同研）があり、高等学校には佐賀県高等学校および特別支援学校人権・同和教育研究会（以下、高同研）と、私立学校には佐賀県私立中学・高等学校人権・同和教育研究会（以下、私学同研）があります。児童生徒支援教員は、所属している学校の人権・同和教育の推進はもちろん、担当している地域の人権課題を把握し、各学校の人権・同和教育推進のために、担当者や地域の教職員へ必要な研修を提供する役割があります。また、佐同教研究局は、佐賀県教育センターの人権・同和教育担当と協力し、県内各地の学校からの職員研修や学校支援要請にこたえています。

2025年度も、佐同教では、研修の成果と課題を実践につなげ、次の研修に生かす研修と実践の循環ができるよう、地区同研や高同研・私学同研とも連携しながら、研修の提供はもちろん、必要な情報や資料の提供や研修に関する相談にも積極的に応じていけるよう努めていきます。

職員研修に関する情報の発信

県内には、各地域に人権・同和教育研究会（以下、地区同研）があり、高等学校には佐賀県高等学校および特別支援学校人権・同和教育研究会（以下、高同研）と、私立学校には佐賀県私立中学・高等学校人権・同和教育研究会（以下、私学同研）があります。児童生徒支援教員は、所属している学校の人権・同和教育の推進はもちろん、担当している地域の人権課題を把握し、各学校の人権・同和教育推進のために、担当者や地域の教職員へ必要な研修を提供する役割があります。また、佐同教研究局は、佐賀県教育センターの人権・同和教育担当と協力し、県内各地の学校からの職員研修や学校支援要請にこたえています。

各学校の人権・同和教育を推進するためには、地域の研修会や、佐同教研究局等を活用し、人権・同和教育の視点から校内の推進体制を検討することが重要です。その上で、積極的な議論を重ね、一人ひとりの考えや思いを共有しながら進めていく職員研修にしていきましょう。

人権・同和教育に関する研修資料については、佐同教から発出した研修資料や教材はこれまで地区同研を通じて各学校に活用を呼びかけてきました。2023年度末からは、これまでも発信してきたさまざまな研修資料・教材に加え、県教育委員会人権・同和教育室

及び佐賀県教育センターとの連携のもとに作成された研修資料や教材も一元化し、リニューアルした佐同教 HP から提供できるようにしました。2025 年度は、ホームページの運用の更なる充実に向け、研修案内や必要な情報等の掲載を積極的に行っていきます。また、職員研修や授業づくりに役立つ資料や教材等の開発を進め、随時発信、提供していきます。

② 子ども支援体制の強化・充実

不登校の 児童生徒の現状

2024 年 10 月に県教育委員会より公表された「令和 5 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果によると、県内の不登校の児童生徒数はすべての校種で過去最多を更新しています。（令和 5 年度 小学校：785 人、中学校：1,395 人、高等学校 550 人）。また、高等学校の中途退学者も 289 人（前年度 300 人）と横ばい傾向にあります。児童生徒の支援ニーズは多様化しており、学校におけるきめ細やかな支援体制づくりが、ますます重要になってきています。

生徒・保護者へ 支援の「見える 化」による安心 感を

文科省による全国の調査によると不登校児童生徒数（小中学校で約 34 万人・高等学校で 6.8 万人）が増加しており、支援体制の充実が求められています。学びの多様な学校（不登校特例校）設置の促進（2024 年の学校数 35 校）であったり、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進であったり、多様な学び場、居場所の確保を全国で取り組まれてきています。特別なことじゃなくても「チーム学校」として、児童生徒、保護者を支援する、必要な支援を届けるために、県内の様々な支援機関・支援団体との連携についても強化、そして支援体制の「見える化」を図っていく必要があります。

子どもにお金で 進学をあきらめ させないために

2024 年の国内の平均賃金は 33 年ぶりの上昇となりましたが、物価の伸びに賃上げが追いつかず、実質賃金が前年度比で減少しています。円安と物価高による家庭経済への影響は深刻になると考えられます。さらに、厳しい状況の家庭ほど、さまざまな支援情報や支援施策が届きにくいという現実もあります。2020 年 4 月には、国の「高等教育の就学支援新制度」がスタートしました。要件を満たせば、大学や専門学校への進学に関して、①授業料等減免、②給付型奨学金という 2 つの支援を受けることができます。佐同教環境づくり研究委員会では、毎年最新版の奨学金・就学支援パンフレットを作成し、本会 HP で公開しています。このパンフレットを作成する中で、早めの情報発信をこのパンフレットの活用 of 充実を図ると共に、奨学金については佐同教社会教育部において検討を重ねていきたいと考えています。

公正な入学支援 や採用選考を実 現するために

公正な入学試験や採用選考を実現するにあたっての課題は、入学支援に関わる提出書類や面接時の不適切質問の防止、就職時の違反質問や不適切質問の防止です。2024 年度には、大学・短大・専門学校等への進学時の不適切質問・書類・検査の発生が、県内で

10件（前年度3件）、県外で7件（前年度12件）発生し、前年度より、小幅な増加となりました。今年度の特徴として、面接以外での不適な願書の項目、提出物、調査書について報告数が増加しています。就職時の違反質問・不適切質問については、県内で17件（前年度17件）、県外で11件（前年度4件）と、県外が大幅に増加しました。依然として家族関係についての質問が県内で8件（前年度7件）、県外で7件（前年度2件）となっています。その他、詳しい住所・思想信条に関する質問もゼロになっていません。

なお、違反質問や不適切質問に対し、「その質問には学校の指導によりお答えできません」と回答した生徒もいます（前年度1件、今年度1件）。生徒の受験報告書の内容に関する学校での「校内関係者会議の実施」は89.3%（前年度100%）、「事業所への事実確認」の取組は68%（前年度43%）となっています。今後も各学校での積極的な取組を願うとともに、五者協議会（佐賀労働局、佐賀県産業労働部、佐賀県教育委員会、佐賀県高等学校教育研究会進路指導部会、佐同教）において、改善に向けた取組を協議・推進していきたいと考えます。また、中学受験時の面接や中学校での面接練習についても研修を呼びかけ、生徒の不利益となる事例がないように働きかけていきます。

人権総合学習の 充実・発展を

市町の社会教育担当部署と連携し、地域で差別をなくす核となる児童生徒を育てるための「人権総合学習事業（以下、学習会）」に取り組んでいる小・中学校があります。人権総合学習指導者研修会では、各学校の学習会の取組や思い・悩みを話し合うことで学習会の活動の充実を図り、人権リーダーとして社会で活躍できる児童・生徒を育てて行きます。確かな人権認識をもった児童生徒たちが互いにつながり合いながら高校や社会の中で活躍できるようにすることをめざして、2025年度も県内の現在学習会に参加していた児童生徒だけでなくOBにも参加を呼びかけた交流会を開催していきたいと考えています。

人権総合学習の充実・発展に向けては、社会教育部と学校教育部との連携が不可欠です。本事業の意義やこれからの展望・方策について、今後も開催している学校だけでなく、休会になっている地域や社会教育部と引き続き、人権総合学習の発展に向け連携を深め、進めていく必要があります。

（2）人権が尊重される人間関係づくり

佐同教がめざす 「人間関係づくり」とは

これまで、差別やいじめは、多くの子どもたちの命を奪ってきました。そこには、安心を奪われ、自信を奪われ、居場所を奪われた子どもたちの姿がありました。一人でもありのままの自分を認めてくれる仲間がいれば、自らの命を失うことはなかったはずです。佐同教がめざす人間関係づくりとは、すべての子どもたちに「ありのままの自分を認めてくれ、悩みを相談し、ともに考え行動してくれる仲間」「安心して自分らしくいられる場所と時間」つまり、「子どもの命(人権)を守る営み」です。決して、“みんな仲よくしましょう”や、“けんかをしないようにしましょう”などという、心がけや思いやりに

よって成り立つ営みではありません。

多様性は
「認める」もの?

“みんなちがって、みんないい”

よく見たり、聞いたりするフレーズです。違いを“認めましょう”、多様性を“尊重しましょう”という趣旨で使われてきました。しかし、SDGs(誰ひとり取り残されない)の観点からすれば、“これは認める、それは認められない”などと区別されるべきではありません。また“みんなちがって、みんないい”のように、「いい・悪い」と誰が判断をするのか、という疑問も残ります。存在に関して「いい・悪い」と、誰かが判断するものではありません。すでに存在しているからです。存在すること自体は、「いい・悪い」とは無関係のはずです。

違っているの
が、あたりまえ

それを踏まえると、児童生徒の中に安心感・信頼感を育むためには、「多様性をあたりまえのもの」として捉えられるような認識づくりが、今後重要になっていくと考えます。障がいのある児童生徒、自分の性に違和感をもっている児童生徒、ヤングケアラー、外国にルーツをもつ児童生徒などは、周囲や地域社会の中にそれを「あたりまえ」のものとして受け止める価値観がなければ、自分自身の中に問題があると思い込み、自分らしさを隠して生きていかざるをえなくなります。このような児童生徒が、自分に自信を持ち、安心感と信頼感の中で生活できるようにするためには、“違いを認めましょう”という努力義務を促すのではなく、“個々は、違っている”という既成事実から出発する「多様性をあたりまえのもの」と捉える価値観を共有していくための教育活動が不可欠です。

① 安心感や信頼感を育む人間関係(仲間)づくり

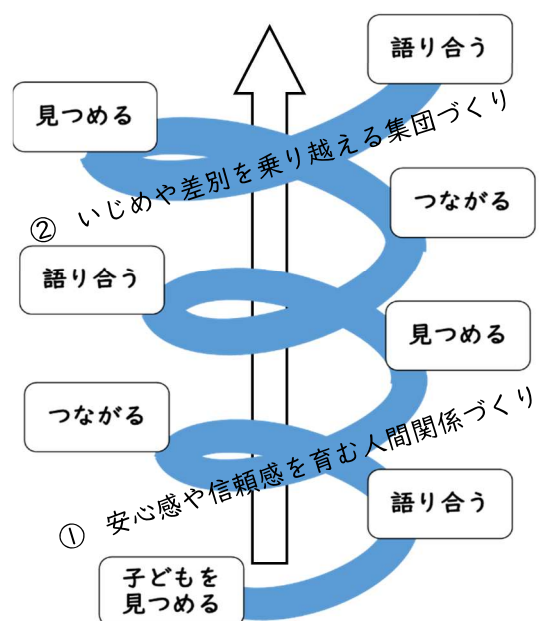
② いじめや差別を乗り越えることができる集団づくり

人権・同和教育の
実践が明らかに
してきた人間
関係づくりを育む
道筋

半世紀にわたる同和教育の中で、この人間関係(仲間)づくりの取組は、「反差別の集団づくり」「自主活動」として実践研究が積み上げられてきました。

子どもたちが自分の思いやくらしをみつめ、それを語り伝え合うことを通して、問題を共有し自分たちの力でその問題を乗り越える仲間としてつながる実践の道筋を、「見つめる」「語り合う(伝え合う)」「つながる」という3つのキーワードでまとめました。この人間関係(仲間)づくりの取組は、目の前の子どもたちの思いや願い・くらしをつかみ、子どもたちをつなぐ系として教育活動に活かしていこうとする教職員の地道な取組なしには実現しません。経験年数の少ない教職員が増えてくる中、これまで同和教育の中で積み上げられてきた人間関係(仲間)づくりの実践を広く提供し、会員一人ひとりが実践していくことは、不登校やいじめを克服し、主体的・対話的で深い学びや主権者教育をめざす現在の学校教育

人権が尊重される人間関係づくり



【土台】教職員の人権感覚・人権意識

にとって、さらに重要なものになってきているのではないかと感じます。

(a)自分の思い
や暮らしを
「見つめる」

人間関係づくりのスタートは、教職員が一人ひとりの子どもの思いや願い・くらしをつかむことから始まります。子どもの思いや願い・くらしをつかもうとする教職員の姿勢は、子どもに対する見方や関わり方を豊かにするだけでなく、子どもや保護者の中に信頼感や安心感を育みます。子どもたちの日々の言動を分析したり、日記や個人面談などしたりしながら子どもたちの人間関係を把握することが重要です。このような取組が、子どもたち自身が自分の本音や他者の気持ち、自分たちの生活にある問題を見つめる力を育むことにもつながります。

「見つめる」取組の中で、子どもたちの中の思いや願い・くらしが見えてきたとき、それを伝え合う場を創り出していくことによって、子どもたちどうしをつないでいくことが可能になります。「語り合う(伝え合う)」場は、必ずしも集団全体の場ではなく、似たような思いや願い・くらしを抱えている子どもどうし、子どもがつながりたいと願っている友だちというように個別に伝え合うことから始めることが有効です。個と個のつながりを創り出すことも、子どもたちの中に安心感や信頼感を育てて行きます。

また、日常的に起こる子どもどうしのトラブルも、「語り合う(伝え合う)」大切な場となります。トラブルが起こった際に、周りの子どもたちも巻き込んで、事実を確認し、互いの思いを伝え合う場にすることで、子どもたちが互いの感じ方の違いや真実を確かめる大切さ、折り合いのつけ方などを学び取っていきます。日常生活の中のトラブルを「自分事」として捉え、積極的に人間関係づくりの学びに変えていきましょう。

(b)互いの思い
や暮らしを
「語り合う(伝
え合う)」

「語り合う(伝え合う)」取組は、時に特定の相手に対する不満や偏見につながる可能性があります。この危険性を回避するためには、語り合いの中でどこに問題があるのか、自分たちの本当の願いは何か、その願いを実現し問題を解決していくための最善の方法は何かということまで考えて、行動していく力を育むことが重要です。共に問題を乗り越える仲間として行動し、成功体験が得られたとき、子どもたちの中に真の行動力が育まれます。これが、仲間とともに差別を乗り越え、未来を切り拓いていく力を育むことにつながるのです。

(c)自分たちの
願いを、自分
たちで実現す
る「つなが
る」
教職員が自ら
を「見つめ
る」ことも…

幼・保・小・中・高の発達段階を問わず、人間関係づくりの力は全ての子どもたちが必要としている学びであり、実体験を通してしか学ぶことができないものです。しかし、教職員の多忙化などにより、子どもたちが自分たちで問題解決する時間の確保が難しい状況があります。また、経験年数の少ない教職員の増加で、子どもの思いや願い・くらしを「見つめる」ことが十分にできていない現場も数多くあります。

まず、教職員が「見つめる」活動でつかんだ子どもの思いや願い・くらしを全職員で共有し、人間関係づくりに取り組むことが第一歩と考えます。「見つめる」「語り合う(伝え合う)」「つながる」の3つのキーワードを全教育活動に位置づけていきましょう。

上記のような課題を踏まえ、研究大会第3分科会での実践交流や佐同教人間関係づくり研究委員会等で、同和教育が積み上げてきた成果の共有や、体験的参加型学習の手法、多様性を共有する教育活動の開発などに関する研究と発信をすすめていきたいと考えます。

いじめを乗り
越え、防止す
る力を育むた
めに

いじめは、学校における最大の人権侵害であるといえます。現在もいじめを原因とする子どもの自死事件が絶えず報道されています。いじめの克服抜きに、人権が守られる

差別を「しない」から、「なくす」子へ

学校づくりはありえません。いじめの防止に向けては教職員の基本的な認識が最も重要であることに加え、子どもの人間関係づくりに関わる問題でもあります。おとなだけで解決するのではなく、「いじめはなぜ起こるのか」「いじめの集団構造をくずすためには、どうすればいいのか」を考えさせ、子ども自身にいじめを乗り越えたり、予防したりする力を高めていくことを提起しています。

「差別(いじめ)をしない」子どもから、「差別(いじめ)をなくそう」とする子どもの育成が必要です。そのためには、各学校、学級の子どもたちの状況を把握した上で、計画的で継続的な実践の積み重ねが大切になってきます。いじめを防止する学校の教育力を高めるために、研修資料や教材を積極的に活用し、教職員の認識や対応力を身につけることが課題です。また、周囲の子どもたちが仲間づくりで身につけた問題解決力を引き出す取組を継続的に行うことで、子どもたちの中にいじめを乗り越える力や未然に防ぐ力が育つ集団づくりにつなげていく必要があります。

これらのことから、児童生徒の自治的集団づくりの実践に積極的に取り組み、子どもたちが、自分たちの力でいじめや差別を乗り越えられる力を身につけさせていきましょう。



(3) 人権が尊重される学習活動づくり

① 差別を乗り越えるための確かな認識と展望を育む人権学習づくり

賤称語の不適切
使用事象の課題
とは…

近年、中学校に限らず、様々な校種において賤称語等の不適切使用事象が発生しています。発言した生徒の認識や、それまで行われた学習を通してまわりの生徒がもっていた認識について再度、以下に掲載します。

【発言した生徒の意識・認識】

- ◆「先生が使ってはいけないと言った言葉を使えば、盛り上がるだろう。」
- ◆「友人をバカにしたり、攻撃したりするために使った。」

【まわりの生徒の意識・認識】

- ◆「差別された人はかわいそう」 ◆「差別はなくならないと思う」
- ◆「差別せずに受け入れるべき」 ◆「差別は怖い」
- ◆「賤称語を教えるべきではない」

全教職員で共有
すべき課題

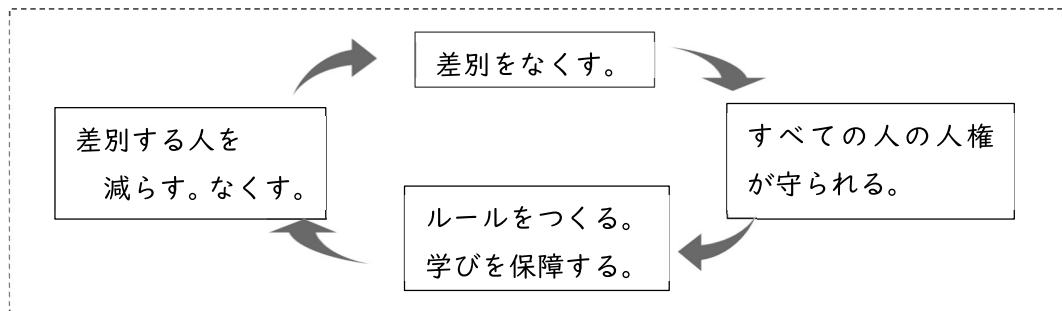
なぜ、生徒たちはこのような認識をもつに至ったのでしょうか。学習の内容にどのような課題があるのでしょうか。事象発生校との協議から、いくつかの課題が明らかになりました。言ってはいけない言葉として教える「禁句指導」、知識の伝達のみ偏った「教え込みの授業」、差別につながる「教職員の認識」などです。また、「どうすれば差別はなくせるのか」という展望を持たせることや「人権とは自然に与えられたものではなく、差別による多くの犠牲とそれに対するたたかいの上に勝ち取られてきたものであること」を学校教育において十分に理解させきれていないということも課題です。

人権や差別に対
する教職員の認
識の課題

このような背景には、学習を仕組む教職員自身の認識が大きく関わっています。「人

権」とは自然に与えられたものではなく、差別による多くの犠牲とそれに対するたたかいの上に勝ち取られてきたものであることが理解されているでしょうか。今、わたしたちに保障されているさまざまな人権（権利）は、差別とたたかってきた人々の努力によって一つ一つ勝ち取られてきたものであることを理解し、そのような人々の努力や生き様・成果を学習活動に反映させることができれば、児童生徒たちは「差別された人＝同情すべき人」ではなく、「わたしたちの人権を勝ち取ってくれた人々」に変わるのではないかと考えています。そのようにして勝ち取られてきた権利は、これからも自分たちの不断の努力によって守り続けていくことが、公民的資質を育てることにもつながっていくのではないのでしょうか。また、現代社会（世界）は、1948年に国際連合で採択された「世界人権宣言」に基づき、差別を解消し、人権が確立された社会づくりをめざしてきました。「差別は、する人がいるから起こる」「差別は、する人もされる人も誰も幸せにしない」「差別をなくそうとすれば、みんなの幸せにつながる」という差別の本質を踏まえ、現代社会（世界）は、以下のようなサイクルで差別解消と人権確立をめざしています。

差別をなくすサイクル



このような社会や世界の動きを理解すれば、「差別はなくすことができる」という展望や、自分自身がこのような社会の一員であることへの自覚を児童生徒に育てることができるのではないのでしょうか。

迷信にふりまわされない

差別を乗り越えるための確かな認識と展望を育むためには、まずは自らがもつ差別性や偏見を自覚することが第一歩です。2026年には、「丙午（ひのえうま）」がめぐってきます。前回、1966年の「丙午」の際には、出生率が大幅に低下しました。このままの状況では、再び同様の事態を繰り返す可能性があります。「迷信にふりまわされない」というメッセージを繰り返し発信していくことが非常に重要です。

法教育とネットリテラシー教育

また、法教育を実践していくことも大切です。法教育とは、法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育です。法律の条文や法制の内容について記憶させるのではなく、法の背景にある価値、法やルールの役割・意義を考えるとかが大切とされています。より良いルールづくりや多様な意見を調整し、合意形成を図ることなどを通して、自他を尊重する態度や技能を育てていきましょう。ネットリテラシー教育についても、同じことがいえます。2022年度には、県教育委員会が「人権・同和教育実践事例集～ネットリテラシー教材～」を作成しています。こちらも併せて、学校現場で実践してはい

かがででしょうか。

③ 生き方に出会い、行動力を育む学習の場づくり

「差別とたたか
ってきた人々」
の生き方からの
学び

前ページでふれたように、これからの人権学習においては、差別とたたかい人権を勝ち取ってきた人々の生き方や成果に学ぶことが重要になってきています。差別の厳しさだけに目を向けるのではなく、それを乗り越えてきた「人の生き方」に出会う機会を設けることが行動力を育むと考えています。「差別されてきた人々」について学ぶのではなく、「差別とたたかってきた人々」の生き方から学ぶのです。差別とたたかい人権を勝ち取ってきた人々の生き方や成果を学ぶことは、差別解消に向けた展望をつかむだけでなく、社会の中の問題を解決し多くの人の幸せにつながる新たな価値を生み出したり、「自分らしい生き方」を実現したりしていく上での「生き方のモデル」ともなり得る可能性を秘めています。価値観が多様化し、A I（人工知能）が発達してきた現代において、児童生徒がより「自分らしい生き方」を見つけ出すためにも重要な教育内容になるのではないででしょうか。

「出会い」を意
図的につくり出
す

差別を自分事として捉えるためには、必ずしも当事者との出会いが必要というわけではなく、教師の工夫で自分事として差別を捉えることができる、行動力につなげることができるということは、2024 年度の研究大会の報告からも改めて学ぶことができました。

本会では、2020 年度より小・中・高を通じた「人権学習カリキュラム」の教材開発に取り組んでおり、教材開発にあたっては「キャリア教育」や「主権者教育」もふまえながら「人の生き方に学ぶ」学習づくりをめざしています（中学校教材、高等学校教材については、現在作成中。）このような教材を積極的に活用し、児童生徒の生き方につながる人権学習を創りあげていきましょう。また、県教育委員会が作成した、佐賀県版人権教材DVD「ジンちゃん ケンちゃんと一緒に学ぼう！」の周知と活用を、引き続き広めていきます。教材等の活用にあたっては、事前に職員研修を必ず実施し、賤称語発言事象の課題を共有して、教材に登場されている県内の方々の生き方を輝かせることができるような活用をめざしていきましょう。

指導方法改善へ
向かって

指導方法改善への取組を行っていくためには、全教職員で差別事象の課題を考えていくことが必要です。差別をする人、される人は特別な人でしょうか。私たちは誰もが加差別者、被差別者になる可能性があります。そのため、「人権について学ぶ意義」をまず全教職員で共有し、そのことを子どもたちが人権学習の中でつかみとっていくような学習活動づくりが求められます。佐同教では、2022 年度の総会研修会において「中学校現場での賤称語の不適切使用事象はなぜ起こるのか」という資料を配付しています。それに加え、課題解決に向けた授業プランを佐同教HP上に掲載しています。これまで本会が発信してきた指導案や教材をアップデートしながら活用していくことが必要です。県内におい

人の「生き方に
学ぶ」学習教材
づくり

ては、人権学習や人権が尊重される学習活動についての授業研究会に取り組まれている学校や地区同研が多数あります。「自分の学級(学校)だったらどのような展開にするか」「自分事として考えさせるためにはどうすればいいだろう」ということを考えるために、参加してはいかがでしょうか。

**すべての教科・
領域を通して人
権教育を**

県内においては、文部科学省から出されている「第三次とりまとめ」に基づく実践が広がっており、様々な教科、領域において人権の視点を取り入れた授業を行われる学校も増えてきました。特定の教科、領域に偏らず、カリキュラムマネジメントを進めながら、全教職員で計画的に実施していきましょう。今後も特定の教科、領域に偏らず、全教育活動・全教職員で人権が尊重される学習活動づくりを進めていくということを引き続き周知していく必要があります。



Ⅱ 具体的な課題 3 人権のまちづくり

県政・まちづくりのテーマと人権

佐賀県知事が掲げる県政のテーマは、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」です。県内 20 の市町でも「安心・安全」「生きがい・住むよろこび」「誇りうるふるさと」などが、まちづくりのメインテーマとして掲げられています。これらの県政・まちづくりのテーマを実現するためには、あらゆる差別の解消と人権が確立された地域づくりが不可欠です。このようなことから、制定された「県人権条例」では本県の課題である「県民の人権意識の向上」と「差別行為の抑止」にも踏み込んだ内容になっています。今年度は九同教夏期講座が佐賀県で開催されます。これをきっかけにして「県人権条例」の内容について県内外に発信し、「佐賀県人権施策基本方針」に沿った活動や、人権のまちづくりに向けて今後も起こりうる人権課題の解決をめざしましょう。

人権課題への
県民意識

県民意識調査のなかで、人権を守るために必要なこととして、「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」77.9%、「障害者が暮らしやすいまちづくりを進める」66.8%、「高齢者が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりを進める」61.8%、「外国人のための各種相談機能を充実する」47.7%と、行政やまちづくりに関するものについて、特に課題としての意識が高いものとなっています。これらのことについて、行政や各種団体と連携して課題を克服していく必要があります。

差別行為の
抑止の課題
(佐賀メルカリ
事件)

今回の調査で関心がある人権問題のトップは「インターネットによる人権侵害」です。「佐賀メルカリ事件」を引き起こすきっかけとなったサイトをつくったり、県内地域の動画を無断で撮影し、差別的な解説を加えてインターネット上で公開するといった事件を起こした人物が「全国部落調査」の復刻版を出版しようとしたくらし、出版の差し止めおよびインターネットからの削除を求めて裁判となりました。東京地裁に続き東京高裁でも、出版の差し止めとインターネットからの削除を命令する判決が言い渡されました。その後、上告が行われていましたが、2024 年 12 月 4 日付で最高裁が上告を棄却し、「部落差別はない」「部落地名公表はプライバシーの侵害にならない」「この裁判は学問・研究の自由の侵害である」という誤った主張が棄却されたこととなります。ここでは憲法 13 条、14 条を根拠に「人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益」があること、つまりは「差別されない権利」があることを認定したという重要な判決です。

(差別されない
権利)

「県人権条例」では、差別行為を禁止し、相談や救済体制についても、踏み込んだ規定が整備されています。県民の安心・安全を守るために、さらに「県人権条例」を周知し、まちづくりへの課題に生かしていきましょう。

佐同教では「佐賀メルカリ事件」をきっかけに佐賀県県民環境部人権・同和対策課（以

県民、企業、
CSO 等との連
携・共同による
人権のまちづく
りを

下、「県人権・同和対策課」という。）と連携に向けた協議を重ね、佐同教課題別研究委員会「人権のまちづくり」委員会において、2025 年度においても、各地区の人権のまちづくりに関係する事業所等を訪問・見学し、連携・共同による人権のまちづくりを進めるための土台作りを行っていきます。県内には、人権に関わるさまざまな機関・団体があり、さまざまな活動が行われています。これから「県人権条例」がめざす関係機関等との連携を実現していくためには、人権啓発センターさがを中心に、佐同教が連携して、県内のさまざまな機関・団体・事業所等との人権ネットワークを構築していくことが必要であり、今年度もこのような活動についてしっかりと進めていきます。

人権教育・啓発に関する国の基本計画では、教育・啓発の実施主体間の連携を促進するため、「人権啓発活動ネットワーク協議会」等の既存組織の強化はもとより、1. 幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携、2. 各人権課題に関係する様々な機関との一層緊密な連携、3. 公益法人や民間のボランティア団体、企業等との連携の可能性やその範囲についての検討など、新たな連携の構築のための取組を求めています。

また、「県人権条例」の第2条と第5条には、次のように示されています。

(県の責務)

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、国、市町、関係機関等と連携協力し、行政のあらゆる分野において、教育及び啓発をはじめとした人権が尊重される社会づくりを進めるための施策（以下「人権施策」という。）を実施するものとする。

(事業者の責務)

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、従業員その他の関係者の人権を尊重しなければならない。

2 事業者は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、従業員の人権意識の高揚を図る等、その事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

このような連携については、「佐賀県人権教育・啓発基本方針〔第二次改訂〕」には、以下のように示されていました。

(県民、企業、CSO
等との連携)

【県民、企業、CSO等との連携】

人権侵害の早期発見や保護を図るためには、地域住民の協力が不可欠です。また、企業やNPO法人、市民活動・ボランティア団体等のCSO*が行う人権に関わる広範な自主的活動は、機動性、柔軟性に優れるという特性を持っており、様々な人権の各個別課題の解決にとって大変重要なものです。

このことから、「佐賀県 人権施策基本方針」に沿って、今後さらに県が行う人権啓発事業において、県民や企業、CSO*等の企画への参画や事業の共催などの連携・協働を図ることによって、人権教育・啓発や相談・支援などの取組を推進し、県民参加型の効果的な啓発活動を行います。また、これらの自主的・主体的な取組を促進するため、人権に関する情報や活動の場の提供など、その支援に努めます。

*CSO … 「Civil Society Organizations」（市民社会組織）の略。佐賀県では、NPO法人市民活動・ボランティア団体（以上志縁組織）に限らず自治会、婦人会、老人会、PTA（以上地縁組織）といった組織・団体を含めて「CSO」と呼称している。



(1) 法律や制度を活用した人権ネットワークづくり

人権に関する
法律や制度の
発信・活用

本会では、2011年に大幅な研究体制の改革を行い、国の「人権教育・啓発推進法」や文科省「第三次とりまとめ」、県「人権教育・啓発基本方針」に対応してきました。また、2016年には「部落差別解消推進法」などいわゆる「差別解消三法」が成立・施行されたことを受け、この法律の周知徹底にも取り組んできました。加えて、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」「佐賀県パートナーシップ宣誓制度（2021年8月施行）」など差別防止や多様性の尊重、生活や進学支援に関するさまざまな制度が打ち出されてきています。さらに2025年度は九同教夏期講座が佐賀県で開催されることから「県人権条例」の周知徹底、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（通称：SOGI理解増進法）」・「子ども基本法」とさまざまな人権に関する法律や制度を積極的に県内で発信・活用していく取組を進めています。

また、人権に関するさまざまな情報、支援機関・団体に関する情報を県内外から収集し、発信していくとともに、県「人権啓発センターさが」や法務局・労働局などの関係機関・団体とのつながりをつくることで、県民が相談できる人権ネットワークづくりに取り組んでいきます。



(2) 地域ごとのネットワークとチームワークづくり

エリア研究会
活動の充実

本会では、各地域の人権・同和教育研究会を中心にエリア研究会活動を組織してきました。このエリア研究会は、地域の社会教育・学校教育関係者だけでなく、地域のさまざまな立場の方々にも参加してもらって、研究大会分科会への地域からの実践報告をサポートしたり、地域住民や児童生徒に対する支援や地域の問題を解決するために連携・協働して取り組んだりすることをめざしています。地域レベルのネットワークとチームワークを構築することができれば、より迅速にさまざまなニーズに対応することができ

人権に関する
情報収集と
人権ネットワー
クづくり

ます。そのために、エリア研究会活動が盛んな地域の取組を県全体に発信するなど、2025年度も継続してエリア研究会の充実をめざしていきます。

研究大会第5分科会では、県内各地域の人権に関わる機関・団体・事業所の実践を報告していただき、人権ネットワークづくりを推進しています。また、研究大会分科会が、県内最大の実践交流の場であることを活かし、開催地域の福祉作業所や市民団体の活動アピールの場として提供する「展示と交流」の取組を実施してきました。2025年度も、これらの取組を継続し、地域のネットワークとチームワークづくりに寄与していきたいと考えます。

Ⅲ おわりに

～差別解消の先頭に立つべきは、誰か?～



差別は、「気持ち」の問題ではない

人権に関する学びとして、子どもの学習感想やおとなの研修会アンケートから、“差別はいけないこと。相手の気持ちを考えて行動しようと思います…”や“当事者の思いを知ることができてよかった…”など、差別の問題を情緒や気持ちの問題として捉えている感想も多くあります。

「歴史・制度・構造」の問題

差別が起きると、加害者は“知らなかった”や、“そんなつもり(差別する意図)は、なかった”と自身の言動に対して、多くの場合、無自覚です。他方、被害者は、どうでしょう。マイノリティ(少数派)が経験する差別は、社会にある歴史・制度・構造に基づいているものです。

このことから、差別は思いやり(情緒や気持ち)で解決する問題ではない、といえます。差別は、私たちの社会にある歴史・制度・構造の問題なのです。

少数派が多数派を変えてきた

私たちは、自分の考えや行動が、他者から気づかされて変わることがあります。あるいは、自分自身で気づき、考えて行動を変えることもあります。これを社会に置き換えると、前者の場合、多数派の意識や行動を変える役割は、少数派が担います。後者の場合、その役割は、多数派自らとなります。これまで、少数派の思いや訴えが多数派の行動や社会の仕組みを変えてきた、という歴史があります。私たちが生きる社会において、被差別の当事者を、いつまでも差別解消の先頭に立たせてよいのでしょうか？

被差別の当事者には、差別性を見抜き、立ち上がって差別解消を訴える人がいれば、差別性に気づいていなかったり、気づいたとしても関係性の中において訴えることをしづらい人やできなかつたりする人もいます。そういうときこそ、多数派が共に行動をすることにより、世の中が変わっていきます。多様性が叫ばれる現代、そもそも、多数派や少数派などに分けることに、どのような意味があるのでしょうか。

会員としての役割は…

私たち会員は、「差別が歴史・制度・構造の問題」であることを、子どもたちや県民と共有し、行動を変えていくよう促す役割を担っています。

研究大会 2025

2025 年度の研究大会について、全体会は、神崎市・佐賀市・小城市において「九州地区人権・同和教育夏期講座」と兼ねて開催します。分科会は、基山町・鳥栖市・みやき町において開催予定です。

この「研究のビジョン 2025」に示した課題をふまえて、充実した大会にしていくことをめざします。本県の人権教育・啓発・まちづくりを充実・発展させ、県内外に発信していきましょう。